

「西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

「西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務

(2) 趣旨

本業務は、町が登録を計画している道の駅「西嶋和紙の里」（仮称）について、令和5年8月に策定した道の駅「西嶋和紙の里」（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる基本理念及びコンセプトを踏まえ、多くの人が何度でも訪れたい魅力的な施設となるように、既存施設のリニューアルに係る設計書等を作成することを目的とする。

なお、設計書等の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 受注者は、町及び既に選定されている指定管理候補者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。
- ② 基本計画に掲げる基本理念、コンセプト及び指定管理候補者の事業提案を踏まえ、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。
- ③ 建築物については基本計画の面積を基本とする。

(3) 業務の内容

- ① 建物・サインディスプレイの一体的なコンセプトや仕様の作成
- ② 西嶋和紙の里リニューアル事業基本設計（建築・電気・機械・外構）一式
※改修の際必要となる関係法令に基づく許認可申請支援業務含む
- ③ 概算工事費算出 一式
- ④ 透視図等の作成
- ⑤ 打合せ会への参加、資料作成等
- ⑥ その他別に示す「仕様書」のとおり

(4) 納入場所

身延町教育委員会生涯学習課道の駅推進担当

(5) 履行期間

契約締結日～令和6年1月19日

(6) 提案上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(7) 工事内容

- ① 西嶋和紙の里の既存施設の改修
- ② 農産物等販売スペースの新設（建築物とは限らない）
- ③ 屋外レストスペースの新設（建築物とは限らない）
- ④ 芝生広場の改修

3. 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける企画提案は、事業者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な作業については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、町及び指定管理候補者と協議の上、実施するものとする。

4. 施設概要

(1) 既存施設

- ① 施設の名称 西嶋和紙の里
- ② 所在地 身延町西嶋345番地
- ③ 敷地面積 約14,000㎡
- ④ 施設規模
 - ・活性化施設（和紙漉き体験施設） 996.0㎡（延べ面積）
 - ・ふれあい会館（展示展覧施設） 1279.3㎡（延べ面積）
 - ・味菜庵（食事提供施設） 209.6㎡（延べ面積）

(2) 計画施設

- ① 活性化施設（和紙漉き体験施設） 改修
- ② ふれあい会館（展示展覧施設） 改修
- ③ 味菜庵（食事提供施設） 改修
- ④ 農産物等販売スペース 新設（建築物とは限らない）
- ⑤ 屋外レストスペース 新設（建築物とは限らない）
- ⑥ 芝生広場 改修

5. プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 単独企業で参加する場合

- ① 山梨県内において、道の駅または道の駅に類似する施設 ※1（以下「道の駅等」という。）について、設計等の実績を有すること。
※1 道の駅に類似する施設とは、地域農産物等の販売施設、総合公園、その他集客施設をいう。
- ② 仕様書に定める業務内容を遂行できる能力を有すると認められること。
- ③ 身延町及び山梨県の指名停止期間中でないこと。
- ④ 法令その他の重大な違反（過去から現時点まで）が無いこと、会社・団体が起訴された事実が無いこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条、若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。

と。

- ⑧ 身延町暴力団排除条例の第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号並びに第3号に規定する暴力団員でないこと。
 - ⑨ 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本町との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
 - ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (2) 共同事業体（コンソーシアム）で参加する場合
次に掲げる要件に応じ、それぞれに定める条件を満たしていること。
- ① 共同事業体の構成員の要件
 - ア 単独企業で参加する場合に掲げる①から⑩の条件を満たしていること。
 - イ 共同事業体の構成員の組合せ要件
構成員のいずれもが単独企業での参加者、または他の共同事業体の構成員でないこと。

7. 配置する技術者の要件

- (1) 「身延町業務委託契約約款」第7条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。ただし、管理技術者と総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者のみ、兼務することを可とする。
- (3) 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者（以下「総合主任担当技術者」という。）は本プロポーザルの参加希望者の組織に所属していること。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに空間、意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
電気	建築物の電気設備等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

8. 参加に対する制限

- (1) 参加者は、業務の一部（管理技術者及び総合主任担当技術者を除く）を業務協力者に再委託することができる。この場合業務協力者は、申込締切日現在、指名停止処分、営業停止処分を受けている者でないこと。ただし、この業務協力者となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は「6. 参加資格要件」に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しないものとする。
- (2) 本業務の主たる分担業務を再委託しないこと。

9. 企画提案に係る日程

項目	日程	備考
①募集開始	令和5年10月4日(水)	実施要項等の掲示 (町ホームページ)
②質問の受付期間	令和5年10月4日(水) ～10月10日(火) 午前11時まで	
③質問書の回答	令和5年10月11日(水)	町ホームページ
④提案意向申請書等の提出期限	令和5年10月12日(木) 午前11時まで	
⑤資格確認の結果通知	令和5年10月12日(木)	提案書の提出要請書
⑥企画提案書の受付	令和5年10月13日(金) ～10月18日(水) 午前11時まで	
⑦審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和5年10月下旬	詳細は別途通知
⑧選定結果通知	令和5年10月下旬	
⑨契約締結	令和5年10月下旬	契約課経由

10. 参加手続等

(1) 事務局

担当課 身延町教育委員会生涯学習課道の駅推進担当

所在地 〒409-3301 山梨県南巨摩郡身延町西嶋345番地

電話番号 0556-20-4555 (西嶋和紙の里みすきふれあい館内)

メールアドレス michinoeki@town.minobu.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和5年10月4日(水)から令和5年10月12日(木)午前11時まで
(平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで)

② 配布場所

身延町ホームページからダウンロードしてください。

(3) 本実施要項等に関する質問受付及び回答

① 受付期間

令和5年10月4日(水)から令和5年10月10日(火)午前11時まで

② 提出場所

事務局

③ 質問方法

本実施要項等に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書は別紙の様式を使用し、メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

④ 質問に対する回答

質問への回答は、身延町ホームページに一括して、令和5年10月11日（火）に掲載する。

(4) 提案意向申請書等の提出

① 提出期間

令和5年10月4日（水）から令和5年10月12日（木）午前11時まで
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

直接持参または郵送（書留郵便に限る。期限必着。）

④ 提出書類

ア プロポーザル提案意向申請書（様式第1）※社印等を押印のこと

イ 会社概要（パンフレット等でも可）

ウ 山梨県内において道の駅等についての設計等実績一覧表。（年度、件名、契約相手方を必ず明記しすること。任意様式とするが、A4版で作成すること。）

⑤ 提出部数

1部

(5) 企画提案書の提出

資格確認により選定され、企画提案書の提出要請があった参加者は、企画提案書を提出すること。

① 提出期間

令和5年10月13日（金）から令和5年10月18日（水）午前11時まで
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

直接持参

④ 提出書類

ア 提案書（様式第4号）

イ 提案概要説明書（任意様式とするがA4版で作成すること）

ウ 提案資料（任意様式とするがA4版で作成すること）

エ 見積書（任意様式とするがA4版で作成すること）

オ 見積内訳書（任意様式とするがA4版で作成すること）

⑤ 提出部数

※④のア正本1部

※④のイからオは、正本1部、副本7部（副本は写しでも可とする）

※④のア～オの正本には、表紙に社名を記載すること。副本には、社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

⑥ 提出書類作成要領

ア 提案概要説明書及び提案資料（任意様式とするが、A4版で作成すること）

本実施要項及び仕様書に基づき記載すること（評価項目順序も参照）。なお、仕様書の要件を満たしていることをわかりやすく示すとともに、提案において創意工夫した点等についても具体的かつわかりやすく示すこと。

イ 見積書（任意様式とするが、A4版で作成すること）

「身延町長あて」とし、「消費税及び地方消費税を含む（税額明記）」の上で、税込の総額を記載すること。

11. 著作権等

- (1) 本業務委託の成果物データの著作権は、成果物が完成した時点において町に譲渡されるものとするが、受託者が用意した写真等については、委託者と受託者の協議の上、全部または一部、著作権が留保されるものとする。なお利用形態については町及び受託者で別途協議の上、利用可否を決めるものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

12. 選定方法

「西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務委託プロポーザル評価委員会」において、提案内容を総合的に審査し、1者を契約候補者として選定する。

(1) 提案書等に係るプレゼンテーション

- ① プレゼンテーション日時については、提出者数により後日、事務局より連絡する。
- ② 内容
 - ・「10. (5)④提出書類」に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答
 - ・提出書類の内容と異なる新たな提案は行わないこと。
 - ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。その場合は、当日パソコン及びプロジェクターへの接続コード類は持参すること。

(2) 出席人数

参加者の出席人数は4名以内とする。なお、本業務の管理者となる予定の者は必ず出席すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 5分程度

※なお、資料の追加配布は、先に提出した提案資料の記載内容を逸脱しない範囲に限り可とする。

- (4) プレゼンテーション後、次項の評価項目に基づいて提案内容を審査し、点数が最も高い参加者を契約候補者として選定する。なお、順位付けができない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

評価項目

評価項目		詳細	得点算出方法	配点
企業評価	1	業務実績	山梨県内において道の駅等についての設計等に関する知見、ノウハウを有しているか。	業務実績数により3段階評価 15点
	2	業務体制等	各工程が実現可能なスケジュールとなっているか。業務を円滑に遂行可能で、町と迅速かつ綿密な連携がとれる体制・人員配置か。	×4 20点
提案内容	3	設計	仕様書に示した内容を満たしているか。	【5段階評価】 ×4 20点
	4	空間デザイン	既存施設の空間デザインに対し創意工夫をもった提案がなされているか。	5：非常に優れている ×5 25点
	5	魅力的な道の駅づくり	身延町の特徴を活かした、魅力的な既存施設の改修提案がなされているか。	4：優れている ×5 25点
	6	他の道の駅との差別化等	近隣の道の駅との差別化や連携を意識した改修提案がなされているか。	3：普通 ×4 20点
	7	ゆったりと過ごせる心地よい空間づくり	来訪者が心地よく過ごせ、再度訪れたいと思えるような空間づくりの提案がなされているか。	2：やや劣る ×4 20点
	8	D×の活用	D×を活用した提案がなされているか。	1：劣る ×4 20点
	9	目的の実現性	本町の地域特性を理解し、本業務の目的や条件を理解しているか。	×4 20点
見積額	10	基本設計業務	基本設計業務について提案内容を勘案して妥当であるか。	【6段階評価】 ×3 15点
合計				200点

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽があった場合
- ② 募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 本委託業務参考見積価格の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為や信義に反する行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13. 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、企画提案者全員に選定または非選定の結果を通知する。

14. 契約手続

- (1) 審査の結果、受託候補者と委託契約を締結する。
- (2) 提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると委託者が判断したときは、協議により、業務の追加、変更、削除、見積金額等の変更を行うことがある。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了払いとする。
- (4) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。
- (5) 選定結果後、受託候補者の書類に虚偽の内容が判明した場合、委託者は契約を締結しない。

15. その他

(1) 辞退に係る取扱い

提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。（様式任意）

(2) 提出書類に関する注意点

- ① 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- ② 委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ③ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ④ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(3) 提案意向申請書及び企画提案書の取扱等

- ① 提出された提案意向申請書及び企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出された企画提案書の第三者の著作権の使用については、提案者の責任において処理するものとする。なお、提出された企画提案書は、受託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。
- ③ 提出された書類は返却しない。

(4) その他

- ① 参加者はプロポーザルの選定結果に異議を申し立てることができない。
- ② 事務局、評価委員会の委員等が新型コロナウイルスの感染等により、審査を正常に行うことが困難となった場合には、プロポーザル実施の日程等を変更する可能性がある。